

【研究論文】

国際化する企業財務報告制度における 会計責任の変容と課題

— ドイツの会計改革を素材にして —

佐 藤 誠 二
(静岡大学)

【要 約】

「CSR (Corporate Social Responsibility) と会社財務」という与えられた論題に対して、この分野について門外漢である筆者は、IAS/IFRS (International Accounting Standards/International Financial Reporting Standards) を基軸に改革の進んでいる財務報告制度における会計責任 (accountability) の問題に絞って考察する。また、そこで対象とする財務報告制度とは、財務会計制度にほぼ近い内容として位置づけており、CSR との関連で取り上げている非財務情報についても財務会計制度の枠内で財務情報を補足する意味で制度化される情報を主に取り扱っている。小論はとくにドイツの事例を素材として、IAS/IFRS の導入を基軸に展開する財務報告制度の改革が財務報告責任に対してどのような変化と課題を提起しているのかについて論じる。

はじめに

小論は、企業の社会的責任 (CSR) のうち、企業のステークホルダーに対する説明責任 (accountability)、それも財務報告制度における会計責任 (以下、財務報告責任) を中心に取り上げ、今日のグローバル化の進展によって、この財務報告責任がどのように変化し、また、そこでいかなる課題が提起されているのかについて考察する。

今日、金融・資本市場のグローバル化に伴い、企業の財務情報の国際的比較可能性を高めるため、国際会計基準/国際財務報告基準 (IAS/IFRS) への収斂 (convergence) ないし導入 (adoption) 問題が世界的規模で論じられていることは周知のところである。我が国においても、2009 年 6 月

に企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取り扱いについて (中間報告)」⁽¹⁾ が公表され、「連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関係の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方 (いわゆる「連結先行」の考え方)」、ロードマップとして、国際的な財務活動を行う上場企業を対象に、連結財務諸表についてできるだけ早期、例えば 2010 年 3 月期に任意適用、その後とりあえず 2012 年を判断の目途として強制適用する考えが示された。その後、2010 年 2 月にアメリカの証券取引委員会 (SEC) が IAS/IFRS 採用に消極的な意見を発表し、IAS/IFRS の早期適用 (任意) を見送ることを決定したこと等を契機に、我が国においても、現在、IAS/

IFRS の導入の是非や適用時期の見直しをめぐって、様々な観点から議論が活発化している。

こうした我が国の状況をみると、EU の会計国際化戦略に従い、2005 年から上場企業に対して連結決算書への IAS/IFRS 適用を義務づけるとともに、環境・リスク等の CSR 関連の非財務情報開示の法制化が進んでいるドイツの事例は、我が国はもとより、世界各国における IAS/IFRS の適用問題だけでなく、それに関連した企業の財務報告責任の今後の方向性を窺う上で少なからず参考になるものといえる⁽²⁾。

そこで以下では、ドイツの会計制度改革を素材として、IAS/IFRS 適用による企業の財務報告責任制度の変容がどのような課題を提起しているのかについて、まず検討する。その上で、EU 及びドイツにおいて制度化された非財務情報の開示状況等を踏まえつつ、財務報告制度の今後の発展傾向が、ステークホルダーに対する説明責任を果たす上で、どのような問題を孕んでいるのか若干の考察を試みてみたい。

1. ドイツの会計国際化改革と会計機能

IFRS/IFRS を中心に国際化している財務報告制度は、会計機能の側面からみて、どのような課題を有しているのか。ドイツの会計国際化改革を取り上げて、その特徴からまずみておこう。

ドイツの会計制度改革は、EU における統一市場の効率化と透明性を求めて会計の情報提供機能改善を標榜した資本市場指向の制度改編の枠組みのなかで、この 20 年の間、進展した。1995 年 11 月に欧州委員会が公表した「会計領域における調和化：国際的調和化の観点からの新しい戦略」は、欧州統一資本市場を活性化させ欧州企業の国際的競争力を高める目標を実現するため、これまでの会計戦略を方向転換し、EU みずからが域内共通の会計規準を開発し、それを介して加盟各国会計

規準を調和化することを断念し、国際標準と位置づけられるアングロサクソン型の IAS/IFRS を導入・適用する開放政策を採ることを提示した。その 10 年後の 2005 年 1 月 1 日に始まる事業年度から、欧州委員会が 2002 年に公布した IAS 適用命令 (IAS-Verordnung)⁽³⁾ に基づき、EU 域内の資本市場指向企業に対し、連結決算書について IAS/IFRS の適用が義務づけられている。もとより、EU の主要構成国ドイツもそうした EU の会計戦略に応じて、この 10 年間、1998 年の資本調達容易化法 (KapAEG)⁽⁴⁾、企業領域統制・透明化法 (KonTraG)⁽⁵⁾ や 2004 年の会計法改革法 (BilReG)⁽⁶⁾、会計統制法 (BilKoG)⁽⁷⁾、2009 年の会計法現代化法 (BilMoG)⁽⁸⁾ など、度重なる商法会計法の改革をもって対応してきている。そして、そうした EU とドイツの会計改革の経過のなかで絶えず議論されたのが、統一会計標準として受容する資本市場指向、投資者指向の IAS/IFRS と既存の会計規準との整合性をいかに担保するのかという問題であった。

したがって、会計法現代化法に至るドイツ会計法の改革・現代化は、世紀法とも呼ばれた 1985 年商法会計法改革後の本格的な制度改革であり、グローバリゼーションを背景にした会計報告におけるパラダイム変化を示しているともいえるが、しかし他方で、ドイツに伝統的な会計制度の骨格は維持されている。IAS/IFRS の導入義務は資本市場指向のドイツ企業の連結決算書に対してのみ限定され、それ以外の企業には適用選択権が付与される。年度決算書（個別決算書）への IAS/IFRS 適用については、例外的に公示目的に対してのみ可能であり、依然として商法上の年度決算書が配当基礎であり、確定決算主義を介して課税所得の算定基礎でもある。その点で、会計制度は従来との比較において何ら変化はない。たしかに、ドイツの会計法改革は一連の伝統的な商法上の計上及び評価規定に変更を加え IAS/IFRS と

の適応を図ったが、立法の一方の目的は IAS/IFRS 適応を可能な限り回避して、ドイツ会計法の土台である商法決算書の配当及び租税算定機能を堅持することであり、既存の会計規準のほとんどが保持された。ドイツは、IAS/IFRS に対して対応と非対応の 2 つの側面から複線的な会計制度改革を実施し、企業の財務報告責任の機能もそれに応じて複合的（ハイブリッド）な構成となっているところに特徴があるといえよう。

2. 会計国際化改革の多様性と問題点

さて、筆者は、会計制度とは利益を中心とした会計数値の算定メカニズムを媒介にして税や配当等の経済事象を成立させる、利益を中心とした会計数値の決定と開示（会計実務）を合法化し社会的合意を付与するための不可欠の社会的制度であり、企業の財務報告もそうした会計制度のなかで、ステークホルダーに対する説明責任の主要機能を果たすものと考えている。もちろん、会計実務・開示の有り様は経済過程の進展とともに絶えず変化する。会計制度もそうした経済過程に支配されて、変化する会計実務を合法化し合意化する役割を担っている。会計制度は会計実務の変化に対応して再編される必要があって、今日の国際化した市場主義的経済過程における会計実務の変化は、会計制度に対して資本市場（投資者）を指向したダイナミックな会計改革を求めている。

IAS/IFRS の導入問題は、そうした資本市場指向、投資者指向の会計改革の中心的課題であり、それはドイツのみならず、EU 諸国はもちろん、アメリカ、カナダそして我が国や韓国や中国をはじめとするアジア諸国など、世界各国で対応の求められている共通の課題となっている。ただし、2005 年から IAS/IFRS を導入したドイツそして EU における IAS/IFRS 適用実務の現状をみてみると、EU 加盟各国の既存の会計慣行に未だ影響

を受けており、立法選択権が付与された連結決算書と個別決算書への IAS/IFRS 適用についても経済的環境や財政ルールと会社法の関連する会計環境に応じて異なる方法で履行されている⁽⁹⁾。欧州の統一会計原則としての IAS/IFRS の適用は、会計実務のコンバージェンスには繋がらないようである。

他方、会計実務のコンバージェンスを監視するエンフォースメント・システム（enforcement-system）についても、EU 加盟国間のハイレベルの協調と調和化を求めた所期の目的が達成されるか否か疑問もある。欧州証券規制監督委員会（CESR）が行った IAS/IFRS 連結決算書に対する EU 加盟国の監督機関のエンフォースメント活動状況に関する調査報告（2007 年）では、エンフォースメント・メカニズムは各加盟国の経済や法環境の異なるところで多様な活動水準にある⁽¹⁰⁾。そもそも EU は加盟国の経済環境、法文化、制度特性に合わせて柔軟で独自のエンフォースメント・システムの設計を容認していることから、エンフォースメント活動を通じて IAS/IFRS 適用実務の遵法性監視を EU において統一的に機能させることは容易でないであろうし、今後の見通しも定かでない⁽¹¹⁾。

ドイツの場合、2004 年 12 月に成立した会計統制法に従い 2 段階方式のドイツ型エンフォースメント・システムを採用した。このシステムの第一段階は私法上組織された独立検査機関としてのドイツ会計検査機関（DRP）が行う企業との任意協力に基づく検査であり、第 2 段階は有価証券取引法に任務・権限の根拠規定をおく公的検査機関としての金融サービス監督連邦機関（BaFin）が行う公権的行政による検査である。そのうち、第一段階の DRP は 2005 年から検査実施報告を活動報告書のなかに毎年、公表しているが、最新の 2010 年活動報告書によると、連結決算書及び年度決算書における不備事項のうち、IAS/IFRS 関

連の M & A、セグメント報告・リスク報告、附属説明書、金融商品、キャッシュフロー計算書に関する不備事項が多くを占めているとする。そして、そうした不備事項の原因として、とくに IAS/IFRS の複雑性、金融及び経済危機の影響の 2 つを識別されたとされ、そうした不備率の高さを減少させるための最も重要な措置としておもとの IAS/IFRS 規制を簡略化することであると報告しており、IAS/IFRS 導入後、会計実務レベルでの対応は未だ混乱の様相を示しているといっている⁽¹²⁾。

たしかに、ドイツ会計制度は 21 世紀を迎えて、IAS/IFRS を中心に大きく転回した。その会計法改革の共通した目標は、会計の規制緩和によって、国際化した資本市場における投資者の情報要求と統制要求に応じることにあった。今日、IAS/IFRS の導入課題は、資本市場や投資者に対する情報、意思決定に有用な情報の提供機能を主体におき、国境を越えた世界規模の会計制度改革として展開されている。ただし、いち早く IAS/IFRS を導入したドイツや EU 諸国における事例をみれば、依然として、税や配当に係る受託責任の会計制度の仕組みは崩されていないし、会計報告責任もそこに重点がある。他方、IAS/IFRS 導入により市場・投資者指向の会計報告責任が所期の予定通り果たされているかという課題は多く残されているといっているだろう。

3. 財務報告制度における非財務情報の開示拡大

ドイツにおいては、伝統的に、財務報告制度は企業の経済活動の経過並びに顛末を表示し、企業業績としての利益を中心とした会計数値の算定メカニズムを媒介にして税や配当等の経済事象を成立させる機能が重視され、財務会計情報とその会計説明責任は企業のステークホルダーに対する合

意形成をはかる上で情報の信頼性とそれを担保する情報の正確性が要請とされてきたといっている。それに対して、IAS/IFRS は、上のような従来の財務会計情報の特性よりも、投資者意思決定に資する未来志向、目的適合性、忠実な表現という情報の基本的特性に重きをおく。その点、国際化対応を標榜して IAS/IFRS を導入したドイツにおいては、企業の IAS/IFRS 実務への適応可能性も問題視され、株主、債権者に対する受託責任の会計としての既存の機能が引き続き保持されている。

しかし他方で、IAS/IFRS の導入に伴い、財務情報と同じく国際化対応として非財務情報の開示拡充がなされている点も看過しえない。ドイツそして EU においては、環境保護、労働条件等に係る多様な非財務情報の開示が法制化されており、その開示の担い手となるのが状況報告書（Lagebericht）である。ドイツの場合、資本金会社の年度決算書（連結決算書）は貸借対照表（連結貸借対照表）、損益計算書（連結損益計算書）及び附属説明書（連結附属説明書）から構成され、それらが一体をなすものと捉えられ、連結決算書については、年度決算書と異なり、利益配当基礎にも課税基礎ではなく、あくまで情報提供機能を目的とした決算書と位置づけられている。とくに、連結状況報告書は連結決算書を補完し企業の事業内容につき説明する報告書であり、そこに非財務情報の開示義務が法制化されている。

EU においては、状況報告書の記載内容拡充への法制化は EU 指令を通じて加盟各国で国内法化がなされた。欧州委員会は、IAS/IFRS を適用する欧州企業と IAS/IFRS を適用しない欧州企業とに等しい競争条件が支配することが重要とし、IAS/IFRS の適用と既存の会計指令の適用の 2 つの目的にとって、EU 指令が国際的会計の発展を反映することが望ましく、1999 年「金融サービス行動計画」が示した IAS/IFRS の動向を考慮

して EU 指令を統合市場の要請に適応させるという構想に沿って「EU 指令の現代化」が実施された⁽¹³⁾。この現代化を実現するために公布されたのが、「特定の法形態の会社、銀行及びその他の金融機関並びに保険企業の年度決算書及び連結決算書に関する指令 78/66 の修正に対する EU 議会および EU 理事会の指令」⁽¹⁴⁾ いわゆる「現代化指令」である。

この現代化指令は第 46 条第 1 項の 1 においてつぎのように要請した。

「a) 状況報告書は、少なくとも事業経過、事業成果及び会社の状況につき事実関係に合致した写像を示し、そして、予想される重要なリスクと不確実性を記載しなければならない。

状況報告書は、事業活動の範囲と複雑性に相応した事業活動、事業成果及び会社の状況のバランス良く且つ総括的な分析から構成される。

b) 事業活動、事業成果もしくは会社の状況の理解にとって必要である限りにおいて、当該事業活動に対して重要な意味を持つ主要な財務業績指標（Advanced Sustainability Performance Indices; ASPI）、—— 必要な限りに —— 環境利害及び労働者利害に関する情報を含む非財務的業績指標を含めなければならない。

c) 状況報告書は分析の範囲内で、—— 必要である限り —— 年度決算書に記載される数値への指摘及び追加的な説明をそこに含めなければならない。」

ドイツの場合は、こうした現代化指令の要請に応じて、商法（HGB）第 315 条の第 1 項がつぎのように定められている。

「連結状況報告書は、事業成果を含めた事業経過及びコンツェルンの状況につき事実関係に合致した写像を示さなければならない。連結状況報告書は事業活動の範囲及び複雑性に応じた事業活動、事業成果及び会社の状況のバランス良く且つ総括的な分析を含めなければならない。分析においては、事業活動に対して重要な意味を持つ主要な財務的業績指標を含めなければならない。連結決算書に表示される金額及び記載に関連して説明がなされなければならない。

本 3 文には事業成果もしくは状態の理解にとって必要である限り、環境利害及び労働者利害に関する情報を含む非財務的業績指標も該当する。さらに連結状況報告書は、コンツェルンにとって重要な機会とリスクの予想される展開が判断され説明され、その基礎となる前提も説明されなければならない。」

年度決算書に対する状況報告書については、商法典第 284 条、第 285 条における義務的記載内容が貸借対照表、損益計算書の記載項目に対する説明であるの対して、連結状況報告書では、財務報告内容は会計報告（財務情報）を越えて格段に非財務情報の開示が制度化され、財務報告責任の目的と情報内容が従来に比して質量共に変化している点は注意しておく必要がある。

4. 財務報告責任の変容と課題

—— むすびに代えて ——

今日、IAS/IFRS 導入を契機とした財務報告制度の変容が、財務報告責任という視点からみてどのように位置づけられるべきなのか、最後に、CSR としての説明責任との関連も視野に入れながら、若干の問題提起を行ってみたい。

ここで、CSR をどのように位置づけるのかについて、統一的定義はないといわれるが、よく引

き合いに出される A. B. キャロル (A. B. Carroll) によると、CSR とは、企業組織に対する経済的、法的、倫理的、自由裁量的 (フィランソロピー的) な社会の期待を包含するものであり、4 層から構成される「CSR のピラミッド」モデルが構築されるという⁽¹⁵⁾。この「CSR のピラミッド」において、CSR の第 1 の要素としてあげられるが経済的責任である。社会が求める製品・サービスを公正な価格で提供し、事業を存続させ投資者に報いる利益をあげることが企業の基本的責任であり、この経済的責任をもって、A. B. キャロルはピラミッドの土台と位置づけている。そして、第 2 の要素には法的責任、その法的責任を補うものとして第 3 の要素として倫理的責任があり、ピラミッド構造の最上部に位置するのが、チャリティやボランティア活動など企業が自発的に取り組むフィランソロピーであり、A. B. キャロルは、これら 4 つの構成要素は相互排他的ではなく、また、並列的に扱うものでもなく、総体としての CSR と捉えるべきと主張している。

こうした CSR 論との関連でみると、CSR とは企業活動全体にわたる経営そのものの問題であり、小論で取り上げた企業の財務報告制度の問題は限定的領域の問題である。しかし、その問題は、A. B. キャロルがいう CSR 全体の基盤であり、その他の CSR 活動とも密接に関わる企業の本来事業における経済的責任に関する説明責任との関わりにおいて重要な領域であるといえる。

こうした視点を前提に、財務報告制度の変容を CSR 活動の説明責任に関連づけて考えれば、つぎのような問題が提起されるのではないだろうか。すなわち、IAS/IFRS を軸に展開される資本市場 (投資者) 指向の財務報告情報は、多様なステークホルダーのニーズを満たすための情報として有効なのか。また、その財務報告情報は、CSR の基盤としての経済的成果の把握するものとして適切なのか、財務情報は企業の本来事業以外の

CSR 活動を含めた非財務情報とどのような関係を持つべきなのか、という問題である。

一般に、ヨーロッパにおいて、CSR は持続可能な社会を構築する際の基軸的装置とされ、労働者の経営参加や環境保護政策を重視するドイツにおいても、企業と社会経済の持続的発展を企図して、様々なステークホルダーに対する情報開示の対応が積極的に行われてきた。

例えば、フォルクスワーゲン (VW) の 2010 年度営業報告書 (Geschäftsbericht) online 版⁽¹⁶⁾では、戦略、コンツェルン分野、コーポレートガバナンス (Corporate Governance)、状況報告書、決算書、附属説明書、その他の情報に分類され、そのうちの状況報告書において、価値増加要因として CSR に関する記述情報が開示されている。その他、EU の現代化指令が求める「主要な財務的業績指標 (ASPI)」やダウジョーンズ欧州持続性指標 (Dow Jones Sustainability Europe Index)、ECPI 欧州倫理指標 (ECPI Ethical Index Europe) 等々を用いた諸数値情報も提供されており、また、状況報告書のなかには、付加価値計算、品質保証、協働者、環境管理、リスク報告、予測報告など多様な CSR に係る情報も開示され内容も多彩である。

VW の営業報告書に例示されるように、ドイツでは、企業の財務報告は財務情報に加えて非財務情報の開示が一段と拡大され、しかも投資者ないし資本市場指向の将来情報が数値情報・記述情報として法的規制が設けられている。しかし、主たる情報提供手段は連結決算書が対象である。IAS/IFRS の適用義務化が法制化されたのは連結決算書のレベルであり、年度決算書については公示目的に限定して IAS/IFRS の選択的適用が可能とはいえ、商法遵守の年度決算書が義務であり、財務報告責任として受託責任機能が重視されていることは変わらない。また、非財務情報と財務情報との結びつきは強いといえず、法制化された連

結状況報告書における非財務情報も、「事業活動、事業損益もしくは会社の状況の理解にとって必要である限りにおいて」連結決算書を補完する説明手段に過ぎない。

なるほど、国際化する財務報告制度の変容は、IAS/IFRS の導入や付随した CSR の必要の高まりによって、非財務情報の拡大と開示の法制化を導いている。しかし、財務報告責任という視点からすれば、企業がその本来事業における経済的責任に関して、ステークホルダーに対しどのような説明責任を履行（法制化）すべきかについて明確でなく、連結決算書と年度決算書、財務情報と非財務情報との関連づけについても求められていない、ドイツの現状はそれを物語っている。

現在、IAS/IFRS の導入は財務報告制度の国際化に際しての世界的課題である。また、IAS/IFRS 導入に絡んで非財務情報の法制化や開示拡大も要請されている。しかし、ドイツの事例は、財務会計制度が国際基準としての IAS/IFRS 導入を通じて国際化されるとしても、そのことによって国際化する財務報告の内容と責任がどうあるべきかについて今後、突き詰めた検討が必要であることを示しているのではなかろうか。

〈注〉

- (1) 金融庁企業会計審議会、『我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）』, 2009 年。
- (2) ドイツの国際化対応の会計制度改革の詳細については、佐藤誠二、『国際的会計規準の形成——ドイツの資本市場指向会計改革——』森山書店, 2011 年を参照。
- (3) EU, *Verordnung (EG) 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. 07. 2002, betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards*, Amtsblatt der EU, 2002.
- (4) *Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetze (Kap AEG) vom 20. 04. 1998*, BGBl 1998 Teil I, Nr. 24, 1998.
- (5) *Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) vom 27. 04. 1998*, BGBl 1998 Teil I, Nr. 24, 1998.
- (6) *Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetzes – BilReG) vom 04. 12. 2004*, BGBl 2004 Teil I, No. 65, 2004.
- (7) *Gesetzes zur Kontrolle von Unternehmensabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz – BilKoG) vom 20. 12. 2004*, BGBl 2004 Teil I, No. 69, 2004.
- (8) *Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz – BilMoG) vom 25. 05. 2009*, BGBl 2009 Teil I, Nr. 27, 2009.
- (9) 佐藤誠二「EU における IFRS 会計実務の状況と課題——『IAS 適用命令』の履行とエンフォースメント」『會計』第 174 巻第 5 号, 2008 年, 15-18 頁。
- (10) CESR, “CESR’s review of the implementation and endorsement of IFRS in the EU”, Ref: 07-352, November 2007, S. 1-21.
- (11) 佐藤誠二, 「EU における IFRS 会計実務の状況と課題——『IAS 適用命令』の履行とエンフォースメント」前掲, 19-21 頁。
- (12) Vgl., Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR), “Tätigkeitsbericht 2010”, Berlin, 20. Januar 2011; Dr. Herbert Meyer, Anlagen zum Tätigkeitsbericht 2010, 20. Januar, 2011. (http://www.frep.info/docs/jahresberichte/2010/2010_tb_pruefstelle.pdf)
- (13) 詳細については、佐藤誠二, 『国際的会計規準の形成』前掲, 37-38 頁。
- (14) EU, *Richtlinie 2003/51/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18. Juni 2003 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/675/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie Versicherungsunternehmen*, Amtsblatt der EU, L178/16-22.
- (15) Vgl., Archie B. Carroll/Ann K. Buchholtz, “Business and Society: Ethics and Stakeholder Management”, 2006.
- (16) *Volkswagen Konzern-Geschäftsbericht 2010*. (<http://geschaeftsbericht2010.volkswagenag.com/>)